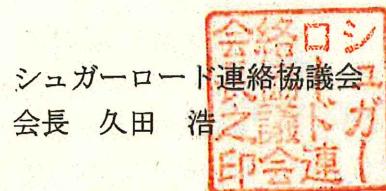


公募型プロポーザル方式により委託業務の受注者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年8月10日



1 業務の概要

(1) 業務名

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」旅行商品の造成事業業務委託

(2) 業務内容

「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」旅行商品の造成事業業務委託に
係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

2,999,920円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 参加表明書の提出期限までに、8市（長崎市・諫早市・大村市・嬉野市・小城市・佐賀市・飯塚市・北九州市）いずれかの競争入札有資格者名簿に登録があること。
- (2) 8市（長崎市・諫早市・大村市・嬉野市・小城市・佐賀市・飯塚市・北九州市）の要綱及び要領等の規定による、指名停止措置の期間中または入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (6) 委員名の公表から審査結果をシュガーロード連絡協議会会長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (7) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。

- (8) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制を整備できること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、シュガーロード連絡協議会のホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和4年9月22日（木）まで（土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）の午前9時から午後5時15分まで。

(2) 説明書の交付場所

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当（飯塚市経済部商工観光課）

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（第1号様式）
- ② 担当者連絡先（様式ア）

(2) 提出期限

令和4年8月22日（月）午後5時15分まで【必着】（提出期限内に3(2)に到達していること。）

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式第2号）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（様式第3号）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和4年8月26日（金）

6 説明書等に対する質問に関する事項

（1）説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メールにより受け付ける。電話等による照会には応じない。併せて、その旨電話により連絡すること。

（2）受付期間

公告日から令和4年8月26日（金）午後5時15分まで【必着】

（3）質問書送信先

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当（飯塚市経済部商工観光課）
E-mail : shoukou@city.iizuka.lg.jp 電話 : 0948-22-5500

（4）質問に対する回答

令和4年9月2日（金）までに質問を取りまとめ、提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

（1）提案書の提出期限

令和4年9月26日（月）午後5時15分【必着】

（提出期限内に3(2)に到達していること。）

（2）提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

8 ヒアリングの実施

（1）ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が4者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、4者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が4者を超える場合であっても、「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」旅行商品造成事業業務委託特定審査委員会委員長が4者を

超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日：令和4年10月14日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受注者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受注候補者として特定する。

評価基準

[審査基準及び配点]

審査基準	評価内容	配点
①実施方針	事業の実施方針は該当地内の現状や将来の見通しも含めて具体的に示されているか。	5
	業務の目的及び内容を十分に理解した上で各事業の実施方針が立てられているか。	5
②業務遂行能力	実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われており、組織として業務実行ができるか。	10
	実施計画やスケジュールは適正であるか。	5
	事業の実績が十分にあり、関係者とのネットワークなど事業の確実な実施が期待できるか。	10
③提案内容の妥当性、実現性、独自性	シュガーロード域内の観光資源がバランスよく使用されているか。また、新規性を持った文化財の組み合わせになっているか。	10
	安定的に観光ルートとして提供できる様に明確なターゲット指定がなされたものを作成し、魅力的な観光ルートの設定ができているか。	15
	① 新規ルート開発に係る会議（シュガーロード連絡協議会担当職員報告会等）を開催し、担当職員からの意見を踏まえ、新規ルート開発やPR取り組むことが可能となっているか。 ② シュガーロード圏域のPR、知名度の向上、地域経済活性化に寄与するものとなっているか。	10
	新規観光ルートを周知する広報（チラシ・ポスター）について独自の提案・工夫が見られるか。 シュガーロード圏域の観光ルートとして魅力を感じる広報物となっているか。 チラシ、ポスター以外にも効果的な広報が行われているか	10
	本事業の目的を十分に理解し、本事業をより効果的なものにするために、追加提案がなされたかどうか。	5
	業務知識を十分に活かした分かりやすい説明であり、質問に対する応答が的確であるか。	5
	プレゼンテーションから関係者と協力して積極的に取り組む意欲が感じられるか。	5
⑤見積金額	事業金額は適正な見積りとなっているか。	5
合 計		100

委員名は次のとおりとする。

区分	所 属	職 名	氏 名
委員長	飯塚市経済部商工観光課	課長	小川 敬一
委員	長崎市商工部商工振興課	課長	町田 久幸
委員	諫早市経済交流部商工観光課	課長	蟻崎 真一
委員	大村市産業振興部観光振興課	課長	上野 秀徳
委員	嬉野市産業振興部観光商工課	課長	小野原 博
委員	小城市産業部商工観光課	副課長	水田 将司
委員	佐賀市経済部観光振興課	課長	溝上 徹也
委員	北九州市産業経済局観光部観光課	課長	酒井 俊哉

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受注者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和4年10月21日（金）（予定）に通知する。

(3) 決定された受注者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを微取している場合にあっても、契約締結にあたっては、改めて本見積書を微取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。ただし、受注後にシガーロード連絡協議会参加自治体との協議によって、変更が生じる場合がある。

- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
- ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受注者固有の知識及び技術を除き、全てシュガーロード連絡協議会に帰属する。
- (9) 受注者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課（問い合わせ先）

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

シュガーロード連絡協議会 旅行商品の造成事業担当

（飯塚市経済部商工観光課）

TEL 0948-22-5500（内線1463）

FAX 0948-22-6062

E-mail shoukou@city.iizuka.lg.jp